

(法務委員会)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

(参第二一号)要旨

本法律案は、現に子がいる性同一性障害者であっても、当該子がすべて成年に達している場合には、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようにするため、その審判に係る要件を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、性別の取扱いの変更の審判に係る要件の改正

性別の取扱いの変更の審判を請求することができる性同一性障害者に関する要件のうち、「現に子がいないこと」を「現に未成年の子がいないこと」に改める。

二、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況

その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。